

# 地震保険基準料率表

平成27年9月30日届出

損害保険料率算出機構

## 目 次

第1 適用保険契約

第2 適用対象

第3 地震保険契約の基準料率

1 基準料率の表示

2 基準料率の計算方法

3 建物の構造区分

4 基本料率および割引率

5 長期保険保険料払込特別条件による契約の基準料率

## 第1 適用保険契約

この基準料率表に定める基準料率ならびにその適用に関する条件および規定は、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）（以下「地震保険法」という。）の規定に基づく地震保険契約のうち損害保険料率算出機構が作成した基準料率算出の前提条件となる標準的な引受条件（以下「算出前提条件」という。）による保険契約（以下「地震保険契約」という。）に対して適用する。

## 第2 適用対象

地震保険契約の基準料率の適用対象は、地震保険法第2条第2項第1号に定める居住の用に供する建物または生活用動産とする。

## 第3 地震保険契約の基準料率

### 1 基準料率の表示

基準料率は、保険金額1,000円に対して保険契約者が負担する1年間の保険料の割合（年率）を示す。ただし、算出前提条件の長期保険保険料払込特別条件による契約に対する基準料率は、当該保険期間（2年から5年までの整数年）にかかるものとする。

### 2 基準料率の計算方法

基準料率は、原則として一つの建物または一つの建物に収容された生活用動産ごとに、その建物の所在地の都道府県および構造区分に従い、基本料率に所要の割引率および係数の適用を行って計算する。

### 3 建物の構造区分

建物の構造区分は、下記の基準に従い、算出前提条件による。

ただし、下記(1)の地震保険契約において、この地震保険を付帯する保険契約の保険期間の始期が平成21年12月31日以前の場合における建物の構造区分の基準は、なお従前の例による。

#### (1) 下記(2)以外の地震保険契約

構造区分	基 準
イ 構 造	耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物
ロ 構 造	イ構造以外の建物

#### (2) 特約火災保険契約<sup>(注)</sup>に付帯する地震保険契約

構造区分	基 準
イ 構 造	耐火構造および準耐火構造の建物
ロ 構 造	イ構造以外の建物

(注) 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険契約、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等火災保険契約、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等火災保険契約、勤労者財産形成融資住宅火災保険契約または沖縄振興開発金融公庫融資住宅等火災保険契約をいう。以下同じ。

#### 4 基本料率および割引率

##### (1) 基本料率<sup>(注1)</sup>

イ 下記口以外の地震保険契約

構造区分 都道府県	イ構造	ロ構造 <sup>(注2)</sup>
北海道	0.81	1.53
青森県	0.81	1.53
岩手県	0.68	1.14
宮城県	0.95	1.84
秋田県	0.68	1.14
山形県	0.68	1.14
福島県	0.74	1.49
茨城県	1.35	2.79
栃木県	0.68	1.14
群馬県	0.68	1.14
埼玉県	1.56	2.79
千葉県	2.25	3.63
東京都	2.25	3.63
神奈川県	2.25	3.63
新潟県	0.81	1.53
富山県	0.68	1.14
石川県	0.68	1.14
福井県	0.68	1.14
山梨県	0.95	1.84
長野県	0.68	1.14
岐阜県	0.81	1.53
静岡県	2.25	3.63
愛知県	1.71	2.89
三重県	1.71	2.89

構造区分 都道府県	イ構造	ロ構造 <sup>(注2)</sup>
滋賀県	0.68	1.14
京都府	0.81	1.53
大阪府	1.32	2.38
兵庫県	0.81	1.53
奈良県	0.81	1.53
和歌山県	1.71	2.89
鳥取県	0.68	1.14
島根県	0.68	1.14
岡山県	0.68	1.14
広島県	0.68	1.14
山口県	0.68	1.14
徳島県	1.35	3.19
香川県	0.95	1.84
愛媛県	1.20	2.38
高知県	1.35	3.19
福岡県	0.68	1.14
佐賀県	0.68	1.14
長崎県	0.68	1.14
熊本県	0.68	1.14
大分県	0.95	1.84
宮崎県	0.95	1.84
鹿児島県	0.68	1.14
沖縄県	0.95	1.84

口 特約火災保険契約に付帯する地震保険契約

構造区分 都道府県	イ構造	口構造	構造区分 都道府県	イ構造	口構造
北海道	0.73	1.37	滋賀県	0.62	1.03
青森県	0.73	1.37	京都府	0.73	1.37
岩手県	0.62	1.03	大阪府	1.19	2.15
宮城県	0.86	1.65	兵庫県	0.73	1.37
秋田県	0.62	1.03	奈良県	0.73	1.37
山形県	0.62	1.03	和歌山県	1.54	2.60
福島県	0.66	1.33	鳥取県	0.62	1.03
茨城県	1.20	2.50	島根県	0.62	1.03
栃木県	0.62	1.03	岡山県	0.62	1.03
群馬県	0.62	1.03	広島県	0.62	1.03
埼玉県	1.40	2.50	山口県	0.62	1.03
千葉県	2.03	3.27	徳島県	1.20	2.85
東京都	2.03	3.27	香川県	0.86	1.65
神奈川県	2.03	3.27	愛媛県	1.07	2.15
新潟県	0.73	1.37	高知県	1.20	2.85
富山県	0.62	1.03	福岡県	0.62	1.03
石川県	0.62	1.03	佐賀県	0.62	1.03
福井県	0.62	1.03	長崎県	0.62	1.03
山梨県	0.86	1.65	熊本県	0.62	1.03
長野県	0.62	1.03	大分県	0.86	1.65
岐阜県	0.73	1.37	宮崎県	0.86	1.65
静岡県	2.03	3.27	鹿児島県	0.62	1.03
愛知県	1.54	2.60	沖縄県	0.86	1.65
三重県	1.54	2.60			

(注 1) 上記の基本料率は、3段階で保険数理上妥当な水準に達することを前提に算出した、1回目の改定における基本料率である。また、当該基本料率において生じる保険料収入の不足分は、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめ（平成 27 年 6 月 24 日）で指摘されている「複数段階に分けて地震保険料率を引き上げる場合の留意点」を踏まえ、3段階の引上げ後に実施する改定にて回収措置を講じる。

(注 2) 前記 3 建物の構造区分が口構造の契約のうち、平成 18 年 9 月 26 日届出の地震保険基準料率表の建物の構造区分においてイ構造に該当するものについては、イ構造の料率に 1.3 を乗じた料率（小数点第 3 位を切捨て、イ構造の料率の 1.3 倍を超えない料率）とする。ただし、この地震保険契約を付帯する保険契約が平成 21 年 12 月 31 日以前から継続している場合に限る。

## (2) 割引率

### イ 免震建築物割引率

建物が免震建築物<sup>(注1)</sup>である場合<sup>(注2)</sup>は、その建物またはその収容生活用動産に対して50%の割引を行う。

(注1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)(以下「品確法」という。)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)(以下「評価方法基準」という。)において、免震建築物の基準に適合する建築物をいう。以下同じ。

(注2) 免震建築物であることが品確法に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。)等の書類により確認できた場合に限る。

### ロ 耐震等級割引率

建物の耐震等級<sup>(注1)</sup>が下記に該当する場合<sup>(注2)</sup>は、その建物またはその収容生活用動産に対して下記の割引を行う。ただし、上記イ免震建築物割引率の適用を行う場合を除く。

(注1) 評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級をいう。以下同じ。

(注2) 耐震等級が住宅性能評価書、耐震性能評価書(品確法に規定する登録住宅性能評価機関または建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する指定確認検査機関が交付する建物の耐震性能評価書をいう。)等の書類により確認できた場合に限る。

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

### ハ 耐震診断割引率

耐震診断または耐震改修の結果、建物が地震に対する安全性にかかる建築基準法またはこれに基づく命令もしくは条例の規定と同等の耐震性能を有することが確認できた場合<sup>(注)</sup>は、その建物またはその収容生活用動産に対して10%の割引を行う。ただし、上記イ免震建築物割引率またはロ耐震等級割引率の適用を行う場合を除く。

(注) 下記の書類等により確認できた場合に限る。

① 国土交通大臣が定める「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」または「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書」

② 下記aに掲げる事項がすべて記載され、その内容に相違がない旨を下記bに掲げる者のいずれかが記名・押印をもって証明した書類

#### a 記載事項

(a) 建物の所在地

(b) 耐震診断年月日

(c) 「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言

b 証明者

- (a)建築基準法に規定する指定確認検査機関
- (b)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する建築士
- (c)品確法に規定する登録住宅性能評価機関
- (d)地方公共団体の長

二 建築年割引率

建物が昭和 56 年 6 月 1 日以後に新築されたものである場合<sup>(注)</sup>は、その建物またはその収容生活用動産に対して 10% の割引を行う。ただし、上記イ免震建築物割引率、ロ耐震等級割引率またはハ耐震診断割引率の適用を行う場合を除く。

(注) 建物登記簿等の書類により確認できた場合に限る。

5 長期保険保険料払込特別条件による契約の基準料率

(1) 長期係数

算出前提条件の長期保険保険料払込特別条件による契約に対する基準料率は、前記 4 の規定によって算出された料率に下記の長期係数を乗じたものとする。

保険期間	長期係数
2年	1.90
3年	2.75
4年	3.60
5年	4.45

(2) 未経過料率係数

算出前提条件の長期保険保険料払込特別条件により保険料を返還または請求する場合は、下記の未経過料率係数表による。

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	90%	44%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%
2か月まで	87%	40%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%
3か月まで	83%	36%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%
4か月まで	79%	32%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	75%	28%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%
6か月まで	71%	24%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%
7か月まで	67%	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	63%	16%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	27%	7%
9か月まで	59%	12%	72%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	83%	64%	45%	25%	5%
10か月まで	55%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	63%	43%	23%	3%
11か月まで	51%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	42%	22%	2%
12か月まで	47%	0%	65%	33%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%

(注 1) 上記に掲げる数字は、それぞれ当該長期保険保険料払込特別条件による契約の基準料率に対する割合を示す。

(注 2) 経過月数につき 1 か月未満の端日数は、1 か月として計算する。